

令和元年度第1回千葉市地域公共交通活性化協議会 議事録

1 日 時 令和元年10月16日(水) 15:00～16:40

2 場 所 千葉中央コミュニティセンター 1階 会議室

3 出席者 《委員》17名(代理出席3名)

轟朝幸会長、二村真理子副会長、岡部明子委員、松野由希委員、大川敦委員、
深井貴幸委員、山口晋司委員、常住昭嘉委員、小川悟委員、飯塚孝廣委員、
梶田啓介委員、星野雅春委員、小島康夫委員、依田俊治委員、中村浩一委員、
斉藤平委員、青木俊委員

(代理出席: 田中徹様、横田祐輔様、太田良照寿様)

(欠席者: 成田斉委員、河野功委員、中村義光委員、植竹昌人委員)

《事務局》

佐久間正敏都市局長、松本真吾都市局次長、飯島成行課長、大木戸孝也課長補佐、
勝地康裕主査、大越忠蔵主任技師

4 議事次第

- (1) 会長の互選、挨拶
- (2) 副会長の互選、挨拶
- (3) 協議会議事運営要綱について
- (4) 協議会の会議の傍聴に関する要綱について
- (5) 千葉市地域公共交通部会の設置について
- (6) 地域公共交通網形成計画策定の進め方について
- (7) その他 報告事項

5 配付資料

- ・ 次第
- ・ 協議会委員名簿・座席表
- ・ 資料1 千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例
- ・ 資料2 千葉市地域公共交通活性化協議会議事運営要綱
- ・ 資料3 協議会の会議の傍聴に関する要綱
- ・ 資料4 千葉市地域公共交通部会の設置について
- ・ 資料5 千葉市総合交通政策について
- ・ 資料6 地域公共交通網形成計画策定の進め方について
- ・ 参考資料1 千葉市総合交通政策・推進計画の概要
- ・ 参考資料2 千葉市立地適正化計画 概要版
- ・ 参考資料3 千葉市の状況(人口、公共交通など)
- ・ 参考資料4 千葉市幕張新都心地域都市交通戦略

<会議録>

1 開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「令和元年度 第1回千葉市地域公共交通活性化協議会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、交通政策課の大木戸でございます。よろしくお願い申し上げます。

本来でありますと、委嘱状につきましては、お一人お一人にお渡しすべきところでございますが、既に皆様の机上にお配りさせていただいております。

これをもって委嘱状の交付とさせていただきますので、ご了承をお願いします。

また、会議の公開につきましては、皆様にお諮りするところではございますが、本日は事務局の判断で本会議を公開とさせて頂いておりますこと、ご了承頂きたいと存じます。

それでは、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

次第、委員名簿、座席表、

資料1「千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例」、

資料2「千葉市地域公共交通活性化協議会議事運営要綱」、

資料3「千葉市地域公共交通活性化協議会の会議の傍聴に関する要綱」、

資料4「部会の設置について」、

資料5「千葉市総合交通政策について」、

資料6「地域公共交通網形成計画策定の進め方について」、

参考資料1「千葉市総合交通政策・推進計画の概要」、

参考資料2「千葉市立地適正化計画 概要版」、

参考資料3「千葉市の状況（人口、公共交通など）」、

参考資料4「千葉市幕張新都心地域都市交通戦略」

でございます。

配付漏れはございませんでしょうか。

本日は、委員17名（代理出席者3名）の出席を頂いておりますので、千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例第7条第2項に規定された半数以上の委員の出席でございますことから、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

2 千葉市挨拶

【事務局】

それでは、初めに、千葉市を代表いたしまして都市局長の佐久間からご挨拶をいたします。

【佐久間都市局長】

都市局長の佐久間でございます。第1回目の千葉市地域公共交通活性化協議会開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の都市行政をはじめ、市政に多大なるご支援とご協力を賜っておりますこと、御礼申し上げます。

また、先月の台風15号及び19号は、停電や倒木など、本市にも大きな被害をもたらし、各交通機

関の運行にもさまざまな影響を与えました。復旧に尽力された皆様には改めて御礼申し上げます。

さて、全国的に人口減少・少子超高齢社会が到来する中、本市におきましても、令和2年には人口が減少に転じると見込まれております。このため、本市では、人口減少や高齢化の中であっても、地域の活力を維持するとともに、福祉、医療等の生活機能が確保された、安心して暮らせる持続可能な都市を形成するために、公共交通沿線や日常生活拠点の周辺などへ居住や都市機能の立地を緩やかに促し、その拠点間をネットワークでつなぐという、いわゆるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが必要との考えから、昨年度「千葉市立地適正化計画」を策定したところでございます。

この度、皆様にご審議いただく「地域公共交通網形成計画」は、この「立地適正化計画」と連携する計画となり、市が中心となって「地域公共交通活性化再生法」に基づいて策定する「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとして、地域公共交通の現状や課題の整理を踏まえて、公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割といったことを定めるものでございます。

これからの時代の要請にこたえるべく、ICTを活用したMaaSや、シェアリングエコノミーなど、「新たなモビリティサービス」も含めて検討しながら、令和2年度末までに「千葉市地域公共交通網形成計画」を策定して参りたいと考えております。

つきましては、委員の皆様には、忌憚のないご意見・ご助言をお願いするとともに、様々な視点からご審議を賜りますようお願い申し上げ、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

3 委員紹介

【事務局】

続いて、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

委員名簿順に、お名前を申し上げます。

- ・日本大学理工学部 教授 轟 朝幸様でございます。
- ・東京女子大学現代教養学部 教授 二村 真理子様でございます。
- ・東京大学新領域創成科学研究科 教授 岡部 明子様でございます。
- ・淑徳大学コミュニティ政策学部 准教授 松野 由希様でございます。
- ・東日本旅客鉄道(株)千葉支社 総務部企画室 課長 大川 敦様でございます。
- ・京成電鉄(株)鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当 課長 深井 貴幸様でございます。
- ・千葉都市モノレール(株) 総合調整担当部長 山口 晋司様でございます。
- ・千葉県バス協会 専務理事 成田 斉様でございますが、欠席と連絡を受けており、本日は代理の事務局長 田中 徹様でございます。
- ・千葉県タクシー協会 千葉支部 事務局長・常住 昭嘉様でございます。
- ・千葉県私鉄労働組合連合会 副執行委員長 小川 悟様でございます。
- ・千葉商工会議所 常務理事 河野 功様でございますが、本日は所用のため、欠席と連絡を受けております。
- ・国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官 飯塚 孝廣様でございます。
- ・国土交通省千葉国道事務所 交通対策課長 梶田 啓介様でございます。
- ・千葉県県土整備部港湾課長 中村 義光様でございますが、欠席と連絡を受けており、本日は代理の横田 祐輔様でございます。
- ・千葉県警察本部 交通規制課長 植竹 昌人様でございますが、欠席と連絡を受けており、本日は代

理で交通規制課 警部補 太田良 照寿様でございます。

- ・千葉県警察本部 千葉市警察部総務課長 星野 雅春様でございます。
- ・公募委員の小島 康夫様でございます。
- ・公募委員の依田 俊治様でございます。
- ・千葉市建設局道路部 部長 中村 浩一でございます。
- ・千葉市建設局土木部 部長 斉藤 平でございます。
- ・千葉市都市局都市部 部長 青木 俊でございます。

4 事務局紹介

【事務局】

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

- ・都市局次長 松本 真吾でございます。
- ・交通政策課長 飯島 成行でございます。
- ・交通政策課 勝地 康裕でございます。
- ・交通政策課 大越 忠蔵でございます。

5 会長の互選、挨拶

【事務局】

それでは会長の選出に入らせていただきます。会長は互選となっております。

そこで議事進行のため、会長が決まるまでの間、交通政策課長の飯島が議事の進行を務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、飯島課長お願いいたします。

【飯島課長】

ご指名を頂きました飯島でございます。

会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。議事がスムーズに進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。また、議事進行に当たり、発言する際は挙手の上、発言をお願いいたします。

それでは、千葉市地域公共交通活性化協議会の会長を委員の中から選出して頂くこととなりますが、どなたか推薦又は立候補される方はございますか。

【飯塚委員】

会長につきましては、日本大学理工学部教授の轟委員を推薦したいと思います。轟委員につきましては、県内において多くの地域公共交通会議に委員としてご出席されており、また座長としても経験をされているということから推薦したいと思います。

【飯島課長】

轟委員にお願いしたいとの声がありました、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、会長は轟委員に決定します。

それでは、会長が決定しましたので、今後の進行を轟会長に代わりたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】

轟会長、会長席へお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

【轟会長】

改めまして日本大学の轟でございます。ただいまご推挙いただきこの会の会長の任にあたらせていただきます。

この度の台風の被害、千葉市でも大きな被害があったと聞いており、私からもお見舞い申し上げます。公共交通をはじめとした交通、都市の復旧は本当に大変なことだと思っており、皆さんのご尽力があったことだと思います。公共交通に関しましても、まずは日常生活の交通をしっかりと維持していくという意味では、いかに防災、災害に強い体制を作っていくことが一つのテーマであると思っております。そういった点も少しずつ議論できればと思っておりますが、まずは日常生活のしっかりとした足の確保について、皆さんとともに千葉市の公共交通をしっかりと支える計画を作っていければと思っております。より良い網形成計画を作っていけるようにしたいと思っておりますのでご協力お願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

6 副会長の互選、挨拶

【轟会長】

それでは、続いて副会長を選出して頂きたいと思います。
どなたか推薦又は立候補される方はございますか。

【山口委員】

現在の千葉市総合交通政策の策定でもご尽力されました東京女子大学の二村教授に副会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【轟会長】

二村委員にお願いしたいとの声がございましたが、皆様、いかがでしょうか。
(異議なし)

ご異議がないようですので、副会長は二村委員に決定します。

二村副会長、副会長席へお願いいたします。

それでは、副会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【二村副会長】

ただいま副会長にご指名いただきました二村と申します。よろしくお願いいたします。

千葉市総合交通政策を数年前に策定をした際は、確か東日本大震災の年だったと記憶しておりますが、その際も轟会長のもと議論させていただきました。この度も引き続き公共交通活性化のために尽力させていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

7 議題

第1号 協議会議事運営要綱について

【轟会長】

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

議題第1号「協議会議事運営要綱等について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

まず初めに、資料１の「千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例」をご覧ください。

第１条に本協議会の「設置」の根拠が記載されております。本協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、設置をしております。

続いて、第２条は「所掌事務」でございます。

本協議会は、地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関する事項や、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様、運賃等に関することについて調査審議をいたします。

続きまして、第４条２項には職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、また職を退いた後も同様との規定がございます。続いて、裏面をご覧ください。

第５条には委員の任期は２年とし、再任及び委員が欠けた場合の規定が記載されております。

第７条の「会議」には、協議会は会長が召集し議長となること、また同条２項及び３項には、協議会、議事については過半数の出席、賛成で進められることが規定されております。

第８条の「関係者の出席等」には、関係者の出席を求めたり、資料の提出を求めることができることとなっております。

第９条には、必要に応じて、部会を設置できることが規定されております。

第１０条「委任」には、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮って定めることとなっております。

これを踏まえまして、資料２の「千葉市地域公共交通活性化協議会議事運営要綱」をご覧ください。

こちらは、第１条のとおり、本協議会を運営する上で必要な事項を定めております。

第２条は委員の参集、第３条は退席について定めております。

第４条は会議及び議事録の公開・非公開でございます。

千葉市の附属機関は原則公開ではございますが、同条第１項のただし書きに示しているように「委員の自由な意見交換や発言が阻害されるなど、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる」場合は非公開とすることを定めております。

続いて第５条では、発言に際しての事項として、発言しようとする委員は、会長の許可を受けなければならないとしております。

第６条は議事の整理として、本協議会会長の役割、第７条及び第８条は採決の方法等を定めており、議案の採決は原則として挙手により行います。続いて裏面をご覧ください。

第９条には、議事録の記載事項や内容の確定について定めております。

公開される会議の議事録は公表させていただきますので、事務局にて作成した議事録案を出席委員の皆様にご確認いただき、最後は専会長の承認を経て、議事録を確定するものとしております。

なお、本日も代理出席の方がいらっしゃいますとおり、本協議会は代理出席を認めております。しかし、代理の方には、議決を行う際の議決権はありませんのでご了承願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いします。

【専会長】

議題第１号の「協議会議事運営要綱等について」何かご意見はございませんか。

（意見なし）

無いようですのでお諮りします。

議題第１号「協議会議事運営要綱等について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員ですので、議題第１号「協議会議事運営要綱等について」原案どおり承認いたします。

第2号 協議会の会議の傍聴に関する要綱について

【轟会長】

続きまして、議題第2号「協議会の会議の傍聴に関する要綱について」の説明をお願いいたします。

【事務局】

資料3の「千葉市地域公共交通活性化協議会の会議の傍聴に関する要綱」をご覧ください。

本協議会は原則公開としておりますので、会議の傍聴に関し必要な事項を定めました。

第2条の「傍聴席に入ることができない者」として、他人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者など、5項目ほど定めております。

第3条には傍聴者の決定として、会議の当日先着順とすることを定めております。

また、第2項では傍聴者に対し、傍聴要領を配布するものとしております。裏面をご覧ください。

「傍聴要領」でございます。1は傍聴する場合の手続きとして先着順であること、定員になり次第、受付を終了する旨を記しております。

2では、傍聴するに当たって守っていただく事項として、傍聴に当たっては会長の指示に従うこと、会議開催中は静粛に傍聴することなど、9項目を記しております。

3では、傍聴者が上記の9項目のいずれかに違反したときは、退場していただく旨を記しております。

再び、表面に戻っていただき、第4条では、傍聴者の定員は会場の規模を勘案しその都度決定すること、第5条では傍聴者はあらかじめ決められた傍聴席で会議を傍聴することを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いします。

【轟会長】

只今の説明について、ご質問等はございますか。

(意見なし)

無いようですのでお諮りします。

議題第2号「協議会の会議の傍聴に関する要綱について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員ですので、議題第2号「協議会の会議の傍聴に関する要綱について」、原案どおり承認いたします。

第3号 千葉市地域公共交通部会の設置について

【轟会長】

続きまして、議題第3号「千葉市地域公共交通部会の設置について」の説明をお願いいたします。

【事務局】

資料4の「千葉市地域公共交通部会の設置について」をご覧ください。

本議題につきましては、この協議会の下部組織として、「千葉市地域公共交通部会」を設置するものでございます。

この部会の目的といたしましては、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する調査審議を行うため、道路運送法に基づき、地域の公共交通需要に応じた、地域住民の社会生活に必要な交通手段の確保及び、旅客の利用促進を図ることを目的としております。

なお、この道路運送法に基づく会議につきましては、本市では、平成19年に「千葉市地域公共交通会議」をすでに設置しており、定期的に行っているところですが、今回の地域公共交通活性化再生法

に基づく協議会の設置に合わせ、新たに部会として設置するものでございます。

このことにつきまして、国の手引きなどでは、「道路運送法に基づく会議がすでに組織されている場合には、必要なメンバーの追加によって法定協議会とすることが可能」とされており、また、国のガイドラインでは、「メンバーが多くなり、会議運営が大変になることが懸念される場合には、法定協議会の分科会として、道路運送法による会議を位置付けることも可能」とされておりますことから、本部会をこの協議会の下部組織として位置づけ、協議内容に基づいた組織構成にしたいと考えております。

部会の概要につきましては、資料4に記載のとおり、

(1) の名称といたしましては、「千葉市地域公共交通部会」、

(2) の位置づけとしましては、本協議会設置条例第9条に基づくものといたします。

(3) の調査審議事項といたしましては、既存の「千葉市地域公共交通会議」と同様に、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項や、部会の運営方法その他部会が必要と認める事項、としております。

(4) の委員につきましては、本協議会設置条例第9条第2項に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員で組織すること、また、部会長及び副部会長を置くものとしております。

また、この部会は、既存の「千葉市地域公共交通会議」に代わるものになるため、この部会の委員につきましても、道路運送法施行規則に基づく構成をお願いしたいと考えております。

続いて、開催頻度でございますが、既存の「千葉市地域公共交通会議」につきましては、今年の7月に開催しておりますが、現時点では、次回開催の予定はございませんので、開催頻度は「適宜開催」とさせていただきます。

続きまして、本部会の設置予定日といたしましては、本日、10月16日といたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いします。

【轟会長】

ありがとうございます。この協議会の下に部会を設置するということであり、道路運送法に関わる審議につきましては部会の方で審議するということでもあります。ご意見・ご質問はありますでしょうか。

【飯塚委員】

部会についての委員構成はこれからでしょうか。

【事務局】

構成はこれから構成をしたいと思います。

【轟会長】

この後会長が指名させていただくことになろうかと思います。

ほかにございますか。無いようですのでお諮りします。

議題第3号「千葉市地域公共交通部会の設置について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員ですので、議題第3号「千葉市地域公共交通部会の設置について」原案どおり承認いたします。

ここで、事務局より報告がありますので、お願いします。

【事務局】

部会の委員につきましては、千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例第9条第2項に基づき、会長が指名する方と規定されておりますので、ここで、轟会長より、部会委員の指名をお願いいたします。

【轟会長】

わかりました。それでは、私より部会委員を指名いたします。

松野委員、成田委員、常住委員、小川委員、飯塚委員、梶田委員、植竹委員、青木委員、斉藤委員を指名します。それから、臨時委員として、学識経験者、バス事業者、地域住民を代表する方を指名します。

なお、臨時委員の方々につきましては、部会を開催するごとに、事前に事務局より通知いたします。今後、千葉市地域公共交通部会を開催する際には、どうぞよろしくお願いいたします。部会設置については以上とさせていただきます。

第4号 地域公共交通網形成計画検討の進め方について

【森会長】

続きまして、議題第4号「地域公共交通網形成計画策定の進め方について」の説明をお願いいたします。

【事務局】

議題第4号「地域公共交通網形成計画策定の進め方について」ご説明いたします。

はじめに、本市における網形成計画の進め方をご説明する前に、本市の既存マスタープランである「千葉市総合交通政策について」ご紹介いたします。お手元の資料5をご覧ください。

1ページをお開きください。千葉市総合交通政策は、人口減少、少子高齢化の進展、自動車交通の発達による環境問題や交通渋滞の顕在化など、本市の交通を取り巻く環境の変化を踏まえて、平成24年に策定した中長期的な交通政策であり、本協議会の委員でもあります、森会長や二村副会長などの学識経験者で構成する会議からの提言を踏まえて策定したものです。

また、総合交通政策とともに、各施策を計画的に実施するための短期的な計画として「施策の推進計画」も同時に策定しております。

本政策では、「少子超高齢社会の到来」、「環境問題」、「市の財政状況」の交通政策を取り巻く情勢を踏まえ、基本方針を『都市の魅力向上や活性化に資する交通政策』とし、総合的な交通体系を確立し、公共交通の利便性の向上等に取り組んでおります。

2ページをご覧ください。総合交通政策策定後の経過として、先ほどご説明した「施策の推進計画」については、進行管理（PDCA）を行いながら、3年ごとに更新しております。

現在は、「第3次施策の推進計画」として、平成30年度から取り組んでおり、前回の「第2次施策の推進計画」では、総合交通政策に基づき、34の施策、71の事業に取り組み、12の事業が完了いたしました。

これを受け、「第3次施策の推進計画」では、幕張新都心拡大地区の新駅の整備促進や、モノレールの車両更新の促進など、新規事業も追加されたことから、37の施策、80の事業について取り組んでいるところです。

3ページをお開きください。こちらの表が総合交通政策における施策でございます。総合交通政策では、「まちづくり」、「交通ネットワーク」、「公共交通のガバナンス」の3つの体系に対してそれぞれの方針を定めております。

施策の推進計画では、方針に基づく施策を位置づけ、各施策に対する事業について取り組んでおります。

なお、2ページ及び3ページにつきましては、お配りしている参考資料1の「総合交通政策・推進計画の概要」でも記載されておりますので併せてご確認ください。

続きまして、4ページの図をご覧ください。こちらは、総合交通政策の計画期間である10年間に、公共交通の骨格的ネットワークにおける幹線として、新たに整備を検討するルートを図のとおり5つ設定したものです。

このうち、ルート②やルート③につきましては、モノレールの稲毛ルート及び病院ルートでございますが、先月の発表のとおり、延伸は行わないことを決定いたしましたので、今後は多様化するニーズへの対応も踏まえて取り組み等を検討していきたいと考えております。

図のそのほかのルートにつきましても、現状を整理していくとともに、住民・利用者の移動ニーズなども考慮し、進捗管理等を行いたいと考えております。

以上で、資料5の「千葉市総合交通政策について」の説明を終わりとさせていただきます。続きまして、「地域公共交通網形成計画策定の進め方について」ご説明いたします。

お手元の資料6をご覧ください。1ページをお開きください。

はじめに、地域公共交通網形成計画の概要についてご説明いたします。

地域公共交通網形成計画、通称、網形成計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画となります。

地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方や、市民・交通事業者・行政の役割を定めるものであり、地域にとって望ましい姿を示す、いわば公共交通のマスタープランです。

網形成計画の背景として、中央のフローをご覧ください。平成25年12月に公布・施行された交通政策基本法の基本原則に則り、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築することが求められております。

これを受けて「地域公共交通活性化再生法」が改正され、「地域公共交通網形成計画」を策定できるようになりました。

その際に、公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う場合には、「地域公共交通再編実施計画」が策定できるようになりました。

続きまして、2ページをご覧ください。網形成計画を策定するメリットについてご説明いたします。ここでは、国の手引きの中から4つを記載しております。

1つ目は、地域公共交通政策の「憲法」といたしまして、網形成計画は、地域での考え方や、公共交通ネットワークの整備に関する宣言文であり、地域の方々から寄せられる、交通政策のあり方や個別事業の実施理由、効果に関する問いかけに明確に回答するものです。

2つ目は、まちづくりとの連携強化といたしまして、法改正により、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築することが明記されたことで、コンパクトな都市構造の実現を支援する網形成計画の検討が可能となります。

3つ目は、関係者間の連携強化といたしまして、本協議会のように法定協議会を設置して、計画策定を進めることで、行政と民間が歩調を合わせて進めることができるとともに、新たな問題を解決するための協調行動を話し合うこともできます。また、関係者間の連携強化を継続することにより、公共交通の正のスパイラルへの転換のきっかけづくりとなり得ます。

最後に、公共交通機関どうしの役割分担の計画化と連携強化といたしまして、網形成計画は、単一の公共交通機関の運行計画ではなく、地域全体の公共交通を「ネットワーク」として総合的に捉えるものであることから、地域全体のネットワークのあり方について、各公共交通を一体として検討し、

全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができます。

これらによって、地域の取組みが計画的に進められることにより、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成が図られることが期待されます。

3ページをお開きください。こちらの図は、コンパクトな都市構造のイメージを示したものです。

今年の3月に策定した、立地適正化計画と、今後策定する網形成計画について、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点から、互いに連携し、好循環を実現していくものでございます。

なお、千葉市立地適正化計画につきましては、参考資料2として、概要版を配布いたしましたので、のちほど、ご確認していただければと思います。

続いて、本市における網形成計画の位置づけについてご説明いたします。

国の手引きでは、網形成計画策定において留意すべき事項として、下記の6点が示されております。

1点目につきましては、先ほどご説明しました、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方として、立地適正化計画との連携の観点から、公共交通ネットワークだけでなく、まちづくりや観光振興等の「地域戦略」との一体性の確保、があげられております。

そのほか、「地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成」、「地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせの検討」、「地域住民の協力など、関係者との連携」、「広域性の確保」、「具体的な目標の設定」が定められております。

続きまして、4ページをご覧ください。網形成計画と、本市の他の計画との位置づけについてご説明いたします。中央の図をご覧ください。

本市の網形成計画は、「交通政策基本法」及び「地域公共交通活性化再生法」に即すとともに、「千葉市基本構想」、「千葉市新基本計画」、「千葉市都市計画マスタープラン」などの上位計画によるまちづくりの考え方を受け、「千葉市立地適正化計画」との連携のもと、本市全体の地域公共交通の今後の目標や取組みの方向性を示すものいたします。

また、計画内容の検討につきましては、先ほど資料5でご説明した、「総合交通政策の方針や考え方を踏まえ、施策メニューを検証し、網形成計画に位置付けるとともに、必要に応じて新たな施策を検討します。

なお、総合交通政策と網形成計画との違いにつきましては、4ページの下段のとおり、総合交通政策については、根拠法令のない、本市独自の交通のマスタープランであるのに対し、網形成計画は、地域公共交通活性化再生法に基づく計画であることから、法定計画として策定することができるマスタープランとなります。

法定計画であることから、法律及び基本方針に則って進めていくため、法定協議会の開催など円滑な推進が図れることや、国の補助メニューの活用なども考えられます。

また、国の基本方針等においては、市民・交通事業者・行政の役割を定めることから、住民や利用者なども関係者の一員として検討に参画することができます。

5ページをお開きください。続きまして、網形成計画の記載事項についてご説明いたします。

網形成計画では、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施するさまざまな事業について記載することになります。

5ページの中央に示しておりますが、網形成計画に記載する主な事項といたしましては、1つ目として「地域の現状、公共交通の現状、上位・関連計画等」、2つ目として「基本的な方針」、3つ目と

して「計画の区域」、4つ目として「計画期間」、5つ目として「計画の目標」、6つ目として「目標を達成するために行う事業・実施主体」、最後に「達成状況の評価に関する事項」などがございます。

また、5ページの下部には、事業メニューの記載イメージとして、他市の事例を参考に掲載しております。

記載されているとおり、網形成計画には、取り組む事業メニューの体系や、個々の事業メニューの内容として、概要、参考イメージ、実施主体、スケジュールなどを記載することになります。

続きまして、6ページをご覧ください。網形成計画策定に向けた進め方についてご説明いたします。

本市では、網形成計画を令和元年度、令和2年度の2か年で策定することを予定しております。

1年目の令和元年度につきましては、基礎調査として、本市の地域及び公共交通の現状・問題点を十分に把握するとともに、既存の総合交通政策によるこれまでの取り組み状況の整理、検証をしています。

また、一番上の緑色の吹き出しにも記載しておりますとおり、網形成計画の策定にあたっては、各公共交通事業者との意識共有など、連携が重要になると考えておりますので、打合せやヒアリングなどを密に実施していきたいと考えております。

特に、今年度については、基礎調査として、公共交通の現状・問題点をしっかりと把握していくため、各公共交通事業者の皆様にご協力いただきながら努めてまいりたいと考えております。なお、現時点での各公共交通事業者に対しての取り組みといたしましては、先月、事業者アンケートを実施しておりますので、その概要等については、のちほどご説明いたします。

来年度の令和2年度につきましては、今年度の整理・分析した結果を踏まえて、網形成計画の基本的な方向性を検討していき、計画の骨子、あるいは素案の整理を経て、年度末に策定を予定しております。

なお、令和2年度においても同様に、本協議会の開催や、各公共交通事業者との密な意見交換・調整等を実施してまいります。

また、網形成計画策定後につきましては、進行管理を行っていくとともに、状況によっては、計画の見直しなども行ってまいります。

この2年間のスケジュールを各項目でフローにしたものが、次のページとなります。7ページをお開きください。

先ほどご説明のとおり、今年度の検討は、基礎調査として、「本市の地域特性・公共交通の現状等の整理」を主体として実施していくため、記載のとおり、既存資料やデータ等の整理・分析、各交通事業者への調査、住民の現状・交通等に関する意向の把握など行っていく、既存の総合交通政策の見直し検証を実施いたします。

スケジュールといたしましては、本日の協議会と同時並行で進めている、事業者アンケートの回答結果の整理や、各事業者への個別ヒアリングの実施とともに、11月頃から地区住民アンケートを実施し、その後、地区住民との意見交換会の開催を予定しております。

本協議会におきましては、これらの進捗状況や成果等を考慮し、今年度2回程度の開催を予定しております。

令和2年度につきましては、網形成計画の策定に向けた課題や考え方を整理し、基本方針・目標の方向性等を検討します。

その他、状況によっては公共交通の再編など詳細な検討も必要になると想定し、本協議会だけでなく交通事業者の部会などを立ち上げることも視野に入れて進め、パブリックコメントを経て、令和2年度末に策定する予定であります。

続きまして、8ページをお開きください。今後予定している地区住民アンケートについてご説明いたします。なお、このページの記載内容につきましては、現段階でのイメージ案となります点、ご了承くださいたいと思います。

住民の方へのアンケート実施概要ですが、各地区の住民の現状や公共交通に関する意向を把握することを目的とし、対象は、市内各区の住民といたします。

なお、アンケート方法については、郵送配布・郵送回収と記載しておりますが、インターネットでの回答もできるよう、現在検討しております。

主な設問項目の素案につきましては、実態把握として、「ご本人に関すること」や「普段の外出状況、交通手段の状況」、「公共交通の利用状況」などを把握したいと考えております。

また、モビリティマネジメントの観点などから「公共交通に関する考え方」なども本アンケートにて確認できればと考えております。

以上、記載のような内容を考えておりますが、あくまでも素案でございますので、今後、回答者の負担の軽減や、回収率の向上等も考慮したうえで、設問数や設問内容の検討を行ってまいります。

続きまして、9ページをお開きください。網形成計画の対象の考え方についてご説明いたします。

網形成計画の計画区域については、本市では「千葉市全域」を対象としたいと考えております。

また、これからの将来像として、「千葉市立地適正化計画」の都市機能誘導区域や居住誘導区域の内容を踏まえ、今後の網形成計画策定の進め方につきましては、中央の図のとおり、市内を3つのエリアに分けて検討していきたいと考えております。

3つのエリアにつきましては、都市機能誘導区域と居住促進区域が混在する①中心部地域、居住促進区域が中心となる②近郊地域、市街化調整区域が中心となる③低密度地域、の3つとし、地域性に合わせて取り組んでいきたいと考えます。

最後に、下部に記載のとおり、繰り返しになりますが、3つのエリアに分けて検討していくとともに、事業者ヒアリング、住民アンケート、住民との意見交換会などを実施していきたいと考えておりますので、各交通事業者及び関係者の皆様におかれましては、ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

以上が議題第4号のご説明でございます。続きまして、本市の状況や事業者アンケートの経過報告について、ご報告させていただきます。参考資料3をご覧ください。

本資料は、ご参考として配布させていただきますので、お時間のあるときにご確認いただけたらと思いますので、この場ではかいつまんでご説明します。

まず、本資料の前段では、「本市の人口等の状況」として、人口推移や将来の見通し、高齢者の分布等を記載しております。

そのほか、通勤・通学の動きや、自動車の保有状況、免許の保有状況などを記載しております。

11ページからは、「本市の公共交通の状況」として、公共交通の利用圏と人口密度などを整理しております。

今後は、バス事業者等のヒアリングや資料提供などにより、さらに深度化を図り、網形成計画策定のために活用できる資料の作成に努めたいと考えております。

18ページからは、「その他の状況」といたしまして、クロスセクターベネフィットの視点から、環境や健康、訪日外国人に関するデータを掲載しております。

21ページからは、公共交通事業者へのアンケート調査の経過報告を掲載しております。

本調査の概要としては、本市内の公共交通事業者に対して、現状及びこれからの意向などに関するアンケートを先月実施しており、現時点で未回答の事業者もいることや、それに伴い、回答結果をとりまとめ中であることなどから、現時点では十分な成果をお示しできませんが、この調査結果などを基に、必要に応じて現状や意向等の詳細についてヒアリングを行う予定です。

また、特にバス事業者につきましては、運行・利用状況等の情報については、各社より状況が異なっていることから、可能なデータ提供の依頼等を合わせて行う予定ですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、ご参考としまして、簡単ではございますが、参考資料3のご説明でございました。

これにて、議題第4号「地域公共交通網形成計画策定の進め方について」のご説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議の程をお願いします。

【轟会長】

これからが本題です。我々がこの会議でやるべきことは、網形成計画の策定し、進行管理をしていくことです。それに向けて様々なプロセスを踏み、皆さんとともに作り上げ、推進していくということになります。

この網形成計画について説明がありましたが、ご不明な点やご意見はありますか。

【梶田委員】

事業者の方や利用者の方の意見を聞くのは重要です。事業者の方の意見を聞いたということですが、具体的な内容を教えていただけますか。また、住民の方へのアンケートは収集するのは難しいと思いますが、いつ頃実施するのか、そのあとの意見交換会はどのようなメンバーを考えているのか、地区ごとの実施はどの程度を考えているのかをお教え下さい。

【事務局】

1点目の公共交通事業者アンケートについては、現在集計中でございます。内容としましては、参考資料3の21ページにアンケートの概要を記載しております。本アンケートの対象者としてしましては、鉄軌道事業者、路線バス事業者、タクシー事業者、航路事業者としております。経過報告となりますが、22ページからは調査結果として主な回答の抜粋したものを掲載しています。詳細は、後程ご確認いただければと思いますが、設問内容は各事業者様で同じ項目のものもあれば、各事業者様の現況に特化した設問内容もあります。なお、考察や分析などにつきましては現在整理中ですが、未回答の事業者様もおりますので、再度回答のお願いをし、本アンケートにて千葉市内の公共交通の現状や課題を確認していきたいと考えております。

2点目の市民アンケートについては、現在アンケートの内容を整理しているところでございます。スケジュールとしましては、これから約ひと月かけて設問項目等を整理し、11月下旬の郵送発送を考えております。回答期間を約1か月とし、その後、2月上旬までにはアンケートの回答を整理し、地区住民意見交換会に向けて取り組んでいきたいと思っております。地区住民意見交換会は、区ごとで実施するのが良いか、地域ごとが良いかは市民アンケートの結果を受けて決めていきたいと考えております。地区住民意見交換会も2月上旬～中旬での実施を現在検討しているところであります。

【小島委員】

市民アンケートについて、抽出数は3,000人～4,000人となっておりますがその妥当性と、「世帯」とい

うものをどのように考えているのか教えてください。世帯主だけにアンケートをしても意味ないので、家族を含んだアンケートを取るのかどうか教えていただきたいと思います。

【事務局】

市民アンケートの母数の妥当性につきましては、今までに千葉市では様々なアンケートを実施しており、1つの例として1万人アンケートを平成30年に実施しております。考え方としまして、千葉市の人口が約97万人であり、そのうち1万人に郵送で配布し、回収率が34%であったことを参考として設定しています。配布については世帯ではなく、個人に対しての郵送を考えています。

【小島委員】

世帯ではなく個人に配布するということは、未成年も含まれるのでしょうか。

【事務局】

昨年度の1万人アンケートでは、市内15歳以上の男女を対象に無作為抽出しておりますので参考にしていきたいと考えております。詳細な配布数については、これから妥当性を精査していきます。

【轟会長】

若い人からの回答が得られにくい実態があるので、若い人からの回収率をあげる手立てとして、インターネットの回答なども考えて、信頼性のあるアンケート調査結果としていただきたいと思います。

【岡部委員】

参考資料3の18ページには環境、19ページには健康、20ページには訪日外国人などの記載があります。こうしたことを検討しますとのことでしたので、このような項目を計画の中で考えていきたいという意図かと察しました。ですので、市民アンケートの時に、公共交通を選択する理由を聞く項目がありますが、利用状況の部分で公共交通をなぜ選択するのかということ聞き、それは利便性が高いからなのか、環境のためなのか、健康のためなのか、などが分かるような質問項目があると良いと思います。(3)の訪日外国人については、外国人は千葉市内のホテルや公共交通をよく利用します。これが大きく影響を与えると思いますので、住民に対するアンケートといいつつも、その中で外国人についても公共交通に影響があるかどうかについても何らかの形で聞けると良いと思います。

【事務局】

貴重なご意見をいただきましたので、ぜひアンケートに取り込んでいきたいと思います。外国人についても、本アンケートに限らず、いろんな形をとってご意見を伺っていきたいと思います。

【轟会長】

外国人ももちろんですが、幕張メッセなどもあり、日本人の来訪者も多いです。観光は1つの産業になると思いますのでそのようなことも少し念頭に置き、調査についてはご検討いただき、計画にはそれらを盛り込んでいただきたいと思います。

【依田委員】

資料6の3ページにあるように、「具体的で可能な限り数値化した目標を設ける」と書かれています。実情を踏まえて網形成計画を策定する中で、一番肝心なのは公共交通事業者の経営的な判断などもあるかと思いますが、公共交通として「こうあってほしい」と「実現可能性」などとの関係は非常に難しい問題であり、このあたり、これから議論が必要かと思いますが、どのように調和をとるのでしょうか。

【轟会長】

実現できるものということでの落としどころは必要となります。そのあたりをどのように考えているかお聞かせください。

【事務局】

今伺ったご意見の中で、あり得るべき公共交通ネットワークと実現可能な公共交通ネットワークについては、当然鉄軌道事業者やバス事業者、タクシー事業者の経営状況なども影響が出てくると思います。そのため、我々の方で今回事業者様へアンケート調査をし、現状を把握していますが、今後事業者と直接お話をしていきたいと考えています。委員の方からお話があったとおり、経済的な面での協力のお話はいただけない可能性もありますが、現状や将来展望など、いろんな意見交換の中でご意見をいただけたらと思っています。その中でネットワークとして密であればあるほど良いのは間違いないのですが、バスの運転手不足や人口減少の問題などもあります。鉄軌道事業者やバス事業者、タクシー事業者と腹を割った話し合いをし、例えば事業者部会等を作ってそのなかで議論するとか、千葉市のあるべき姿に近い落としどころがどういうところにあるのか、またそれに向かって実現していくために、市民、事業者、市がどのようにやっていくことがいいのか話し合っていきたいと思っています。貴重なご意見ありがとうございました。

【轟会長】

さまざまな制約があつて、それぞれの事情などもあり、それをすべて達成するのは難しいことですが、良い方向に向かっていくためには、やはり「市民のために」というのが一番の目標なので、そのあたりを踏まえ議論していければと思います。

【小島委員】

網形成計画は千葉市だけでなく、全国の自治体が同じように取り組んでいると思いますが、千葉市が網形成計画を作り上げていく上での他の自治体との連携、成功事例を学ぶなど、そのような動きをしているかお聞きかせください。

【轟会長】

事務局の方ではいろいろと調べていると思います。また、あるいは国交省の方ではいろいろな取り組みがなされていると思いますが、国交省の方からご意見いただけますか。

【飯塚委員】

網形成計画を策定することによって、国からの補助金が見られるなどのメリットがあるため、網形成計画を作っていこうという動きもあれば、補助金は特に必要ではなく、自治体単独でやっているところもあり、状況はまちまちです。市として網形成計画を作ることによって、計画としてやっていきたいと思いますというものを住民、事業者、行政が一緒に作ることで、方向性を定め、市としての目標を作る方向で動いている自治体が多くみられます。これを契機として皆様に公共交通について考えてほしいと思います。

【轟会長】

全国の動きの中でさまざまな先進事例などはあると思いますが、そのようなものの調査、知見を蓄えるという作業はいかがでしょうか。

【事務局】

政令市でも現在7市が策定している状況です。今回千葉市の網形成計画を策定するにあたり、次年度からは施策の展開に取り組んでいきますが、先行してすでに策定している自治体については、踏み込んで状況等を聞くなど、参考になる点を勉強しながら進めていきたいと考えています。

【轟会長】

いろんな事例を参考にして、さらにもっと先進的なことが出来ればと思います。私も県内や都内の公共交通会議にも参加しているので還元できればと思います。また、事務局の方でまとめて紹介していた

だけの時間も作っていただければと思います。

【二村副会長】

アンケートの信憑性という話がありましたが、住民の皆様や事業者から現状や意見を聞き、そして高いところから全体を見てコントロールするということも必要なかと思います。全体を俯瞰するというのがこの会議の役目かと思いますので、まずはアンケートの結果を待ちたいと思います。

【松野委員】

参考資料3の図を見ていて、例えば11、13、14ページの供給者側から出ている情報は分かりやすいのですが、6ページの需要側については、供給側と見比べたときに構造が分かりづらいところがあり、これは、アンケートをとれば接近するのかなどうか、今後どのように近づいていけるのか伺いたいです。例えば、ビッグデータ等たくさんのデータが取られている中で、そのようなデータの活用などの予定があれば教えていただきたいです。

【事務局】

今回の市民アンケートは3,000～4,000部配布するため、市域全域の中のお住まいの大体の地域や行先などは分かるので、ポイントごとの傾向はつかめるのではないかと考えております。どこまでできるかは、現在アンケートの項目を検討中ですが、見やすい形で整理していきたいと考えています。

【轟会長】

まだ少し見えないところもありますが、参考資料3の14、15ページなどで人口との重ね合わせなど、16ページには手段別などもあります。そのようなところを、アンケート等の調査の中でODを取りながらニーズを分析するということが重要かと思います。事業者から得られるデータで分析していく方法も考えられます。このようなことが知りたいなどのご意見があれば事務局の方までいただければと思います。

【二村副会長】

立地適正化計画と網形成計画は両輪とのことで、土地利用の適正化を行うという意味では、適正化することが上位概念で、そのための交通政策が必要になると思いますが、その場合に皆さんのご要望に全てお答えすることができないこともあるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

さまざまな意見が出てくるかと思いますが、市街化区域、市街化調整区域のそれぞれで生活の状況やニーズも把握する必要があると考えます。そのようなものを網羅して策定したのが立地適正化計画であるので、これにネットワークをどのように組み合わせていくと持続可能なまちができていくかということが、今後網形成計画で与えられた宿命であると思っており、それを踏まえてやっていきたいと考えております。

【轟会長】

コンパクト・プラス・ネットワークのコンパクトの部分に関しては立地適正化計画が先行している、それに合ったネットワークはどうあるべきか、ということを1つの目標として掲げていることだと理解しております。平成24年に総合交通政策を策定し、その時にはまちづくりの集約型都市構造の考え方など、国よりも先に進んでいた感じがしたのですが、そのようなことを自負しながら新たに法定計画を作っていくことになります。まだ計画の話の段階ではなく、まずは調査をして課題を出すことが大切ですが、課題の解決をどのようにやっていくのかということは、大きな目標、施策などをどのような方向を向いていくかということなので、他市などの先進事例、世界の動きなどを参考にしながら、大きな方向に向けた課題を抽出し、それに向けて何をしていけば良いか、来年決めていくことになると思います。

そのような観点で今後議論していきたいと思いますので、頭の片隅においていただき、知識を蓄えていただければと思います。MaaSやICTの活用や制度の変更もあるので、活用できるものはどんどん活用していったらいいと思います。また、そういった議論は、まずしっかりと調査を踏まえた上で議論していきたいと思います。

他にございませんか。無いようですのでお諮りします。

議題第4号「地域公共交通網形成計画策定の進め方について」、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員ですので議題第4号「地域公共交通網形成計画策定の進め方について」、原案どおり承認いたします。

ただいまご意見いただいたこと、検討していくことは適宜加えていただきたいと思います。アンケートの内容についても意見を伺いましたが、またお気づきの点があれば個別にいただければと思います。

8 その他 報告事項

【事務局】

最後の「その他 報告事項」といたしまして、事務局から1点報告事項がございます。第二回以降の協議会でご報告したいと思います。お手元の参考資料4をご覧ください。

本市の計画である「千葉市幕張新都心地域都市交通戦略」について、ご説明いたします。

本市では、総合交通政策の前の計画として、平成19年に「千葉市総合交通ビジョン」を策定しております。

この交通ビジョン策定後に、幕張新都心へのアクセス向上のためには、「JR幕張本郷駅から海浜幕張駅」間を結ぶ連節バスの強化などについて、新都心の発展状況に応じた交通アクセスを検討する必要があると判断し、平成21年3月にこの交通戦略を策定したものです。

事業内容につきましては、10ページに記載のとおりバスに関する事業であり、計画期間は10年間としております。

このことから、現在はずでに計画期間が終了した計画であることなどから、この交通戦略については、事業の評価を行ったのち、終了したいと考えております。

つきましては、今回の網形成計画の検討の際の、データ整理・分析に合わせて、この交通戦略の対象となる部分については、そのデータを活用し、評価していきたいと考えております。

網形成計画とは切り離して考えるものではございますが、第2回以降の協議会にて状況報告させていただきたいと思います。以上、「その他 報告事項」でございました。

9 閉会

【事務局】

長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和元年度第1回千葉市地域公共交通活性化協議会」を終了させていただきます。

なお、次回の協議会の詳細につきましては、改めて皆様へご連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

上記、議事録は事実と相違ないと確認する。

会 長

朝 幸